

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月17日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルヨシセンター 高松市南新町4番地の6	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルヨシセンター木太町店 高松市木太町6区2512番地1 外3筆	
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の運用方法に関する事項	
	(1)駐車場の自動車の出入口の数及び位置	
	【変更前】	
	出入口の数	位置
	2箇所	出入口①・②(図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前)参照)
【変更後】		
出入口の数	位置	
3箇所	出入口①・②・③(図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)参照)	
変更する年月日	令和元年11月1日	
変更する理由	周辺交通の影響を小さくし、利便性を向上させるため。	

2. 届出年月日

令和元年9月30日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	令和元年10月17日から令和2年2月17日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を

記載した書面を本日から四月以内(令和2年2月17日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ